

マイナンバー(社会保障・税番号制度)のご紹介 ~もっと便利に暮らしやすく~

メリットいっぱい!マイナンバーカード 南国市ではマイナンバーカードを使って利用できる、次のようなサービスがあります。

◆コンビニ交付サービス

住民票と印鑑登録証明書が、全国のコンビニエンスストアで取れます。
(朝6時30分から夜11時まで)

◆南国市母子健康情報サービス

南国市の子育てに関するお知らせが届いたり、乳幼児健診や予防接種の履歴を確認できるサービスです。
・中学校までのお子様がいる方が対象です。
・接種対象の予防接種のお知らせが届きますので、接種忘れが防げます。

◆南国市健康ポータルサービス (先着80名様に限り設定費無料)

健康に関する情報や市からのお知らせを、テレビで確認することができるサービスです。
・インターネット回線は引いているけど、パソコンは使わないという方や、スマホの画面は小さくて...という方にお勧めです。
・災害時の自宅避難でも情報が得られて安心です。
・指定の電子お薬手帳を使って登録したお薬の情報を確認することもできます。
※お申し込みは右のQRコードまたは市役所市民課までお電話を。



■問い合わせ/市民課市民係 ☎880-6574

マイナンバーカードの
休日交付のお知らせ

■とき/7月10日(土)・25日(日) 8:30~12:00

■ところ/南国市役所1階 市民課

※必ず事前に予約をお願いします。予約サイト(右記QRコード)24時間受付
電話予約863-2920(平日日中のみ)



知って得する国民年金

国民年金保険料の納付期限は、
翌月の末日です。
忘れず納めましょう。

◆令和3年度の一般免除申請の受付が7月1日から始まります

国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。

【対象期間】

令和3年7月分から令和4年6月分までの期間

※なお、免除・猶予申請は2年1か月前の月分までさかのぼって申請をすることができます。

【保険料納付猶予制度について】

50歳未満の方で、本人・配偶者の所得が一定額以下の場合には、申請後に承認されると保険料の納付が猶予されます。

【保険料の一部免除について】

一部免除(4分の3免除、半額免除または4分の1免除)が承認された期間は、必要な保険料を納付しないと未納期間となります。

※保険料の納め忘れの状態が続くと、障害や死亡といった万一の際に障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合があります。申請を忘れていたために未納期間がある方などはご相談ください。

※免除期間がある場合には、全額納付したときに比べ将来受け取る年金額が少なくなります。

■問い合わせ 南国年金事務所 ☎864-1111
(自動音声案内②→②を押してください。国民年金課につながります。)
市民課年金係 ☎880-6555

介護保険制度の改正内容のお知らせ



★介護施設を利用したときの食費の基準等が一部変わります。

介護施設サービスを利用した際に支払う居住費等・食費には、標準的な費用の額(基準費用額)が定められていますが、介護保険制度の改正によって8月から食費が変更されます。

◆居住費等、食費の基準費用額【1日につき】

標準的な費用の額	居住費等				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	
	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,392円 令和3年8月から 1,445円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

なお、低所得の人は、申請して認められた場合、居住費等、食費は負担限度額までの支払いになりますが、8月から負担限度額の第3段階の細分化と食費の一部変更、受給要件の預貯金額などの細分化が行われます。

◆居住費等、食費の負担限度額【1日につき】

利用者負担段階区分	居住費等				食費		
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス	
第1段階 ●本人および世帯全員が住民税非課税で、福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円	
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	390円 令和3年8月から 600円	
第3段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担第2段階以外の人(令和3年7月まで)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	650円	
	令和3年8月1日から 第3段階①	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
	第3段階②	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、()内の金額です。

※ただし、預貯金要件の見直しにより、次の場合は軽減の対象にはなりません。

- 1段階 : 預貯金が単身 1,000万円、夫婦 2,000万円を超える場合
- 2段階 : 預貯金が単身 650万円、夫婦 1,650万円を超える場合
- 3段階① : 預貯金が単身 550万円、夫婦 1,550万円を超える場合
- 3段階② : 預貯金が単身 500万円、夫婦 1,500万円を超える場合

★利用者負担の上限額が一部変わります。

介護保険サービスの利用者は、所得に応じて決められた上限額までを費用を負担します。上限を超えた分は申請により「高額介護サービス費」としてあとから支給されますが、8月からは現役並み所得者の上限額が細分化されます。

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
年収約 1,160万円以上	140,100円
年収約 770万円以上 約1,160万円未満	93,000円
年収約 383万円以上 約770万円未満	44,400円

■問い合わせ/長寿支援課介護保険係 ☎880-6556